



訴 状

2024年7月8日

大阪地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 中 井 雅 人



同 弁護士 南 和



同 弁護士 小 野 順 子



当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

投稿記事削除等請求事件

訴訟物の価格 金 1100万円

貼用印紙額 金53,000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、別紙投稿記事目録記載の各記事を削除せよ。
- 2 被告は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙投稿記事目録記載の各記事につきウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載等の一切の方法による公表をしてはならない。
- 3 被告は、個人原告に対し、880万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金を支払え。
- 4 被告は、原告大阪府連に対し、220万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金を支払え。
- 5 訴訟費用は被告の負担とする。
- 6 第1項、第2項、第3項及び第4項は、仮に執行することができる。
との裁判を求める。

請 求 の 原 因

第1 事案の概要

本訴訟において、原告らが公表の停止を求める別紙投稿記事目録記載の各記事は、個人原告及び原告大阪府連の構成員（同盟員）の暮らす地域がいわゆる被差別部落であることをインターネット上で暴露しそれを喧伝するものであり、別紙投稿記事目録記載の各記事を見た不特定多数の人々が、原告ら当該地域に暮らす者らや当該地域に縁がある者らのことを、被差別部落出身者として差別することを惹起させるものである。

被告は、被差別部落出身者らに対する差別を、社会的に拡大させる意図をもって別紙投稿記事目録記載の各記事を作成し公開しているものである。

別紙投稿記事目録記載の各記事が公開されていることで、被差別部落に暮らす原告らは、自身が暮らす地域が被差別部落であることを24時間365日ずっと全世界に曝され、別紙投稿記事目録記載の各記事の情報に基づき被差別部落出身者であると特定され、それに基づく不当な取り扱いや社会的排除といった具体的差別を、いつどのような形で受けるやも知らぬ恐怖の中に身を置かされている。

つまり別紙投稿記事目録記載の各記事の作成と公開こそが、端的に、被告による原告ら被差別部落出身者に対する差別なのである。

よって、原告らは、別紙投稿記事目録記載の各記事により被差別部落であることが暴露されている地域に暮らす者として、今般、裁判所に対し、別紙投稿記事目録記載の各記事の公開停止を命ずるよう求めるものである。

第2 当事者について

1 原告部落解放同盟大阪府連合会

原告部落解放同盟大阪府連合会（以下「原告大阪府連」という。）は、部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的とする団体（権利能力なき社団）である（甲22・大阪府連合会規約第2条）。原告大阪府連は、大阪府にお

ける被差別部落を拠点とし、前記目的を達成するために部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体であり、差別と闘うすべての人びととの連帯をめざしている（甲22・大阪府連合会規約第3条）。

原告大阪府連の構成員（同盟員）は、大阪府連の意思決定と諸行動に参加し、役員を選び、また選ばれるものとするとともに、支部に所属し、所定の会費をおさめ、本会の諸決定を遂守しなければならないとされている（甲22・大阪府連合会規約第5条）。大阪府連の基礎組織は支部であり、支部は部落を単位とすることを基本として、別に定める規約準則にしたがって十名（十世帯）以上の同盟員をもって組織するものとされている（甲22・大阪府連合会規約第6条第1項）。

このような目的・組織構成をもった原告大阪府連は、部落民に対する差別廃絶のために、大阪府下における結婚差別・就職差別などの被差別部落問題への取組み、教育現場における人権教育・啓発活動の推進、行政・企業に対する差別解消に向けた働きかけ等を行ってきた。

2 個人原告

個人原告は、別紙投稿記事目録1・2の記事で被差別部落であることが暴露されている大阪府富田林市若松1丁目に暮らしており、投稿記事目録1—35で氏名や自宅写真を掲載されている者である。

また、個人原告は、部落解放同盟関係ほか248名が原告となって、被告らに対し、「全国部落調査」復刻出版やインターネット上での公開の差止等を求めて提訴していた裁判（東京地判令和3年9月27日・平成28年（ワ）第12785号等・甲2、東京高判令和5年6月28日・令和4年（ネ）第1893号・甲3。以下「全国部落調査裁判」という。）の原告でもある。

3 被告

被告は、ウェブサイト示現舎（以下、「本件ウェブサイト」という。）及びウェブサイト JINKEN.TV（以下、「本件動画サイト」という。）の管理運営者である。なお、本件ウェブサイトのURL（<https://jigensha.info/>）のドメイン名の登録も、被告個人

となっており、前記全国部落調査裁判において、被告自身が、本件ウェブサイトの管理運営者が、被告個人であることを認めている。

本件ウェブサイトのタイトルである「示現舎」というのは、被告が代表社員である合同会社示現舎の屋号であり、本件ウェブサイトのURL (<https://jigensha.info/>) のドメイン名（インターネット上のいわば住所表記）も、屋号のローマ字表記である。

前記第1・1記載のとおり、全国部落調査裁判の被告でもある。被告は、ウェブサイト「鳥取ループ」(<http://tottoriloop.miya.be/>) を管理運営し、同ウェブサイトでは、前記全国部落調査裁判において、裁判所が閲覧制限の対象とすることを決定した主張書面や書証（その中には同裁判の原告らの陳述書も含まれていた）を公開し続けている（甲4、甲2・3においても認定されている。）。

このように被告は、自身の管理運営するウェブサイトにおいて、裁判所が閲覧制限を決定している被差別部落についての裁判記録を敢えて公開するなど含め、被差別部落を特定し暴露する情報を拡散する活動を長年にわたり行っている。

そして被告が管理するウェブサイトはいずれも、その閲覧数や表示数により被告に広告収入が発生する仕組みとなっており、被告は、これら被差別部落を特定し暴露する情報をインターネット上に拡散することを収益化している。

なお、被告はSNS「X」（旧 Twitter）においても、「鳥取ループ@示現舎」というアカウントを開設し、ウェブサイト同様に被差別部落を特定し暴露する内容の投稿をしてきたが、そのような被告の投稿内容が旧 Twitter 社のガイドラインに違反したことを理由に、同アカウントは凍結された。その後、被告は「神奈川県人権啓発センター（公式）@K_JINKEN」というアカウント名でSNS「X」（旧 Twitter）を利用している。

第3 別紙投稿記事目録記載の各記事

1 別紙投稿記事目録1（示現舎における部落探訪）

別紙投稿記事目録1の各投稿は、被差別部落の地名を明示し、住居、団地、風景等

の画像をその特徴等に言及する説明文とともに掲載している。当該地域の家屋の表札、地域住民の所有と思われる自動車のナンバープレート、墓地・寺社等の画像も含まれている。墓地・寺社の画像を出す際には苗字の特徴を述べることが多く、当該地域が被差別部落であることを晒すにとどまらず、特定個人が被差別部落にルーツがあることを示す情報をも晒している。他にも放置車両・廃屋・投棄等を撮影している投稿も少なくなく、これは「部落」＝怖い・環境が悪いというイメージをかきたてるものである。

また、別紙投稿記事目録1の各投稿は、本件ウェブサイトの「曲輪クエスト」というカテゴリの中の記事である。被告は「部落探訪」、「人権探訪」、「曲輪クエスト」の順でカテゴリ名を変遷させてきた（以下、同カテゴリを「本件カテゴリ」ないし「部落探訪」という。）。遅くとも2023年5月30日時点までは、本件カテゴリの名称は「部落探訪」とされており（甲5）、被告は本件カテゴリの投稿記事がすべて、被差別部落を特定し暴露する記事であることをカテゴリ名においても明示していた。被告がどの時点で本件カテゴリ名を「人権探訪」、「曲輪クエスト」と変遷させたのか不明であるが、カテゴリ名が変わってもその記事の内容は同じである。

本件カテゴリにおいて、被告は、どこの都道府県のどこの市町村のどこの住所表記の地域が、被差別部落であるかということを、文章と被告自身が撮影した当該地域の写真により特定し暴露する内容の記事を、多数投稿している。2023年10月31日時点で、本件カテゴリの投稿記事数は336本になり（甲11）、2024年6月30日時点で367か所となっている（投稿記事目録1-40、甲23-40）。

別紙投稿記事目録1は、日本全国におよぶウェブサイト示現舎における部落探訪のうち大阪府内に限定して抽出したものである。

2 別紙投稿記事目録2（JINKEN.TVにおける部落探訪）

別紙投稿記事目録2の各投稿は、被差別部落の地名を明示し、住居、団地、風景等の映像をその特徴等に言及する説明音声とともに掲載している。当該地域の家屋の表札、地域住民の所有と思われる自動車のナンバープレート、墓地・寺社等の画像も含

まれている。墓地・寺社の映像を出す際には苗字の特徴を述べることも多く、当該地域が被差別部落であることを晒すにとどまらず、特定個人が被差別部落にルーツがあることを示す情報をも晒している。他にも、放置車両・廃屋・投棄等を撮影している投稿も少なくなく、これは「部落」＝怖い・環境が悪いというイメージをかきたてるものである。

後記第6のとおり、別紙投稿記事目録2の各投稿（動画）は、Google社が「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反する」として被告が運営するYouTubeアカウントから削除した動画を再投稿するとともに、その後も新規の部落探訪動画を追加投稿し続けている。2024年6月30日時点で267か所となっている（投稿記事目録2-25、甲24-25）。

別紙投稿記事目録2は、日本全国におよぶJINKEN.TVにおける部落探訪のうち大阪府内に限定して抽出したものである。

3 示現舎と JINKEN.TV における部落探訪の関係

ウェブサイト示現舎における部落探訪（別紙投稿記事目録1）と、ウェブサイトJINKEN.TVにおける部落探訪（別紙投稿記事目録2）の対応関係は、別紙投稿記事目録において、それぞれの投稿番号を記載している。

両者の投稿内容は、基本的に重複しており、JINKEN.TVにおける部落探訪（別紙投稿記事目録2）の方が動画である分、視覚情報も音声による説明情報も多い（甲14参照）。

第4 個人原告の差別されない権利が侵害されていること

1 個人原告が有する差別されない権利

(1) 全国部落調査裁判 東京高裁判決による「差別されない権利」

東京高判令和5年6月28日・令和4年（ネ）第1893号・各損害賠償等、同反訴請求控訴事件（一審原告：部落解放同盟外234名・一審被告：示現舎・宮部龍彦・三品純）は、「憲法13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由

及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法 14 条 1 項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである。」とし、被差別部落所在地情報の公表により被差別部落出身等を理由に差別を受けるおそれがある者は、前記人格的な利益に基づき、被差別部落所在地情報の「公表の禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求めることができるものと解される。」と判示した（同判決 22～24 頁、以下同判示部分の「…人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有する…」について単に「差別されない権利」ということがある。）。

同判決は、その権利侵害の判断において、「①上記のとおり、部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、明治 4 年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ、②本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い（差別）がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ、そして、③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること（認定事実(2)ア）等に鑑みると、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害

されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである。」としており（同判決22～24頁）、こうした権利侵害は、本件のように特定の被差別部落を摘示し、同被差別部落の画像や動画をインターネット上で公開している本件でも同様である。

（2）法務省依命通知による「差別されない権利」

法務省人権擁護局調査救済課長は、平成30年12月27日付で、法務局人権擁護部長及び地方法務局長に宛てて、インターネット上で特定の地域が同和地区である又はあったことを指摘する情報について、従来は不当な差別的取扱いをすることを助長し又は誘発する目的が存する場合に削除要請等の措置の対象としていたが、かかる目的に基づくものであるか否かにかかわらず人権擁護上許容し得ないものであり原則として削除要請等の措置の対象とすべきである旨の依命通知を発出した。この依命通知は、「身分差別が廃止され、100年以上が経過した現在もなお、その地域の居住者、出身者等について否定的な評価をするという誤った認識が国民の一部に残っている。このような現実を前提にした場合、特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するものと評価することができ、また、特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるということが出来る。」とするものであった。また、同依命通知は、「『〇〇地区は同和地区であった(ある)。』などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである。」とも述べている。（以上につき甲6・依命通知、甲2・18～19頁）

このように同依命通知からしても、本件のように特定の被差別部落を摘示し、同被差別部落の画像や動画をインターネット上での公開することは、差別されない権利の侵害であり、削除されるべきものである。

2 投稿記事目録1・2の各投稿による権利侵害

別紙投稿記事目録1・2の各投稿は、大阪府下に所在する被差別部落の地名を明示し、住居、団地、風景等の画像や映像をその特徴等に言及する説明とともに掲載している。当該地域の家屋の表札、地域住民の所有と思われる自動車のナンバープレート、墓地・寺社等の画像や映像も含まれている。墓地・寺社の画像を出す際には苗字の特徴を述べる 경우가多く、当該地域が被差別部落であることを晒すにとどまらず、特定個人が被差別部落にルーツがあることを示す情報をも晒している。他にも放置車両・廃屋・投棄等を撮影している投稿も少なくなく、これは殊更に「部落」＝怖い・環境が悪いというイメージをかきたてるものである。

後述する部落差別の歴史的経緯や現実には照らせば、当該地域の居住者等に対する差別を助長する投稿であることは明らかである。

また、投稿記事目録1・2の各投稿は、当該地域の住民の身元調査等に利用されるおそれだけではなく、東京高裁判決が指摘するように「インターネットの普及により…その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれ」がある（甲3・23頁）。そうすると、投稿によって晒された被差別部落の住民だけでなく、全国の被差別部落出身者への差別を助長するものというべきである。

したがって、投稿記事目録1・2の各投稿は、差別的な扱いを受けるおそれなく平穏な生活を送ることができるという個人原告の人格権を侵害する。

なお、個人原告は、上記のとおり投稿記事目録1―35の記載のみによって権利が侵害されているわけではなく、「部落探訪」が公表されることによって生じ得る不利益の甚大さ、深刻さなどに照らすと、個人原告の権利侵害を防止するためには個人原告が居住する被差別部落に関する投稿の範囲での削除や公表の禁止では不十分であるから、大阪府全体（投稿記事目録1・2の全投稿）の範囲で削除や公表の禁止が認められなければならない（全国部落調査裁判東京高裁判決（甲3・33頁参照））。

3 投稿記事目録 1-35・2-20 の投稿による差別されない権利の侵害（大阪地方裁判所 令和5年（ヨ）第768号 ウェブサイト削除等仮処分命令申立事件 令和6年5月1日決定の別紙投稿記事目録に対応）

(1) 投稿記事目録 1-35・2-20 が被差別部落を特定し暴露する内容であること

投稿記事目録1-35は、「人権探訪(247) 大阪府 富田林市 若松1丁目」というタイトルであり、大阪府富田林市若松1丁目という限定された地域を紹介する記事であることが示されている。

そして投稿記事目録1-35の文章は、冒頭から「ここはかつては「南新堂」と言い、戦前には268戸の部落だったとされている」との記載があり、「部落」つまり「被差別部落」について言及する記事であることが明示されている。

その上で被告は、「研究者によればここはそもそも賤民の村ではなく、水平社によってでっち上げられた部落なのだ」という文章を記載し、まさに投稿記事目録1-35で紹介する大阪府富田林市若松一丁目という限定された地域が、被差別部落として社会的に認識されるべき地域であることを紹介している。

なお、この文章において被告は、「研究者によれば」という文言を用いることで、そもそもその内容が、原資料からの引用あるいは伝聞であるかのような体裁をとっているが、投稿記事目録1-35が、それを閲覧した者に対して、紹介されている若松一丁目という地域を「被差別部落である」と認識させるかどうか問題なのである。

それは同文章が、研究者の言を借りて「そもそも賤民の村ではなく、水平社によってでっち上げられた」と書くことで、「紹介している若松一丁目は、むしろ被差別部落に該当しないというのが歴史的事実なのですよ」とでも言いたいかのような体裁をとっていることについても同じである。

これらの体裁はいずれも小手先の誤魔化しであり、冒頭のこの文章を読めば、「これから文章と写真で紹介する、若松一丁目という地域は、被差別部落ですよ」ということが投稿記事目録1-35の趣旨であり製作者の意図であることは、容易に理

解できるのである。

すなわち投稿記事目録1-35・2-20の各記事は、若松一丁目という地域を、被差別部落として特定し暴露する内容なのである（甲1・14）。

(2) 投稿記事目録1-35・2-20が被差別部落に対する差別を内容としていること

ア 個人原告を狙った「部落探訪」であること

個人原告は、投稿記事目録1-35・2-20で取り上げられている大阪府富田林市若松一丁目に暮らしており、投稿記事目録1-35・2-20に掲載されている地域の写真の中には、個人原告の自宅建物も写りこんでいる。個人原告は全国部落調査裁判の原告のひとりであるところ、被告はあえて個人原告の自宅付近から「部落探訪」をスタートさせていると見るのが自然である。

イ 掲載されている写真

投稿記事目録1-35・2-20は、路地に面した複数の戸建て住宅の写真、外観上の特徴があり容易特定可能な市営住宅の写真、さらには地域の墓地の写真も掲載している。これらはいずれも、実際の大阪府富田林市若松一丁目の地域の写真である。これら写真はいずれも、前記(2)のとおり冒頭の文章により「若松一丁目という地域は、被差別部落ですよ」という趣旨が明言された上で、若松一丁目に実際にある建物等として、投稿記事目録1-35・2-20の内容として掲載されている。

掲載されている住宅に居住している者や墓地を利用している者は、被差別部落に居住ないしルーツがあるということ住所という文字情報だけでなく、写真という視覚情報もあわせて摘示しているのである。

ウ 放置車両などの記載

投稿記事目録1-35（甲1・5頁）には、「墓地の横の道路には多数の車が放置されていた。中には明らかに廃棄されている車もある。必ずしも住民のものとは限らないが、この場所に駐車禁止標識がなく、幹線道路でもないのに、車置き場になってしまっているとのことだ。」と記載があり、被差別部落が怖い・悪いとい

った印象を与える表現がされている。これは他の部落探訪のウェブページでも多い表現である。続いて「右翼のワンボックスカーを横目に、とりあえず部落の方へと向かった。」とも記載されているが（甲1・7頁）、これも同趣旨の表現である。

エ 市営住宅の写真

投稿記事目録 1-35 では、外観上の特徴がある市営住宅の写真については、その敷地内に立ち入って撮影した住宅内の掲示板の写真に掲載し、その写真の説明として「掲示板には『解放ニュース』が貼られていた」という文章を添えたり、また同じく敷地内から撮影した建物近接写真の説明として「(市営住宅の家賃を)住民が解放新聞の購読料と一緒に集金している」という文章を添えたりしている。それに市営住宅の全景写真を掲載し、その写真の説明として「若松団地に入居すると入居者の情報は解放同盟に流れ、解放新聞の購読を求められるという。」という文章を添えている。

これら市営住宅の一連の写真と説明は、投稿記事目録 1-35 を読む者が「若松一丁目にある外観に特徴がある市営住宅は、部落解放同盟に強い影響のもとで、住民が暮らしている」と認識するように誘導する内容である。なお、投稿記事目録 1-35 で言及されている、解放ニュースも、解放新聞も、いずれも部落解放同盟が発行している機関紙である。

部落解放同盟は、すべての人が部落差別から解放されることを目的として設立された運動団体であり、部落差別があるからこそ、その差別に対峙し、被差別部落出身者に対する差別だけではない、あらゆる差別をなくすための取り組みを積み重ねてきた。

しかし、部落解放同盟の活動は、現実存在する部落差別において、現実に差別される側の視点からの取り組みであるから、そもそも部落解放同盟そのものが、その活動を曲解され揶揄されるという差別に曝されてきた。そして、個人が部落解放同盟の活動に参画するにあたって、その個人は常に被差別部落出身者であ

るかどうかの詮索に曝され、差別からの解放のための活動に身を置くことそのものが、被差別者であることを明らかにすることと表裏一体であり、現に部落解放同盟の活動に参画することで、「解放同盟員である」という形での差別に曝されることともなった。

なお、差別というのは、殴る蹴るといふ暴力にさらされるとか、経済的に劣位におかれるとか、社会的に冷遇されるということだけではない。住んでいる場所や地域であるとか、社会的活動に対する信念であるとか、ただ自分自身がそこで生きているということだけをもって、ことさら「被差別部落出身者だ」とか、「解放同盟員だ」とか、「部落の人だ」とか、言われることを通じて日常生活での不利益や精神的苦痛を受けることも含まれる。

投稿記事目録 1-35 は、冒頭の文章においてあたかも研究者の言葉を借りるよう誤魔化しをしたり、暴力や暴言を扇動したりすることを敢えてせず、しかしそれを読む者に対して「ああ、この地域は、被差別部落なんだ」「この地域のこの団地に暮らす人は、解放同盟の強い影響を受けているんだ」という、部落差別をすすめる側の意識の種を植えることこそが悪質なのである。

オ 小括

投稿記事目録 1-35・2-20 は、要するに若松一丁目という限定された地域で、少なくともこの写真に写りこんでいる戸建て住宅や墓地そして市営住宅は被差別部落であり、そこに暮らす人たちは、被差別部落出身者であったり、部落解放運動に取り組む解放同盟員であったり、あるいは解放同盟に強い影響を受けている人たちであるという、この地域に暮らす人や縁がある人が、部落差別を受けることを助長する内容のみで構成されているのである。

(3) 小括

個人原告の自宅建物は、投稿記事目録 1—35・2—20 中の写真ないし動画に映りこんでおり、個人原告は、投稿記事目録 1—35・2—20 により被差別部落であることを特定され暴露されている当該地域の中に暮らしている。

そして、投稿記事目録1・2の各投稿は、当該地域ないし当該地域にルーツをもつ人々に対する差別を扇動・助長する効果を有するものであるから、個人原告の基本的人権である「差別されない権利」に基づく人格権を侵害するものである。この「差別されない権利」が、憲法上保障された基本的人権であり、そして私人間においても不当に侵害されない人格権を構成する利益であること、さらにはこの「差別されない権利」に基づく人格権が、歴史的に人が作り出した差別であり現在まで未だ解放されていない部落差別についてこそ法律上保護されるというべきことは、全国部落調査裁判の東京高等裁判所の判決も示すとおりである（後記第6参照。）。

第5 原告大阪府連の人格権が侵害されていること

1 原告大阪府連が有する人格権（業務遂行権）の侵害

(1) 東京高裁平成20年7月11日決定

東京高裁平成20年7月11日決定（判タ1280号329頁（以下、「平成20年東京高決」という。）は、差止請求権の根拠について次のように述べる。

「法人の『業務』は固定資産及び流動資産の使用を前提に自然人たる従業員の労働行為によって構成される。法人の『業務』に対する妨害がこれら資産の本来予定された利用を著しく害し、かつ、業務に従事する者に受忍限度を超える困惑・不快を与えるときは、法人の財産権及び法人の業務に従事する者の人格権の侵害とも評価することができること、使用者である法人は、業務に従事する者が上記の受忍限度を超える困惑・不快を生ずる事態に曝されないよう配慮する義務を有すること、『業務』が刑法上も保護法益とされ、その妨害が犯罪行為として刑罰の対象とされていること（刑法233条、234条）等にかんがみると、当該法人が現に遂行し又は遂行すべき『業務』は、財産権及び業務に従事する者の人格権をも内容に含む総体としての保護法益（被侵害利益）ということができる。そして、このような業務を遂行する権利（以下「業務遂行権」という。）は、法人の財産権及び従業員の労働行為により構成されるものであり、法人の業務に従事する者の人格権を内包する

権利ということができるから、法人に対する行為につき、①当該行為が権利行使としての相当性を超え、②法人の資産の本来予定された利用を著しく害し、かつ、これら従業員に受忍限度を超える困惑・不快を与え、③『業務』に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復の困難な重大な損害が発生すると認められる場合には、この行為は「業務遂行権」に対する違法な妨害行為と評することができ、当該法人は、当該妨害の行為者に対し、「業務遂行権」に基づき、当該妨害行為の差止めを請求することができるかと解するのが相当である。」

このように平成20年東京高決は、所有権・営業権等の財産権を被保全権利とするのではなく、法人の人格権ないしそれに準ずる権利としての業務遂行権を肯定し、それを被保全権利として認めたものである。

平成20年東京高決では、受忍限度を超える困惑、不快を受けた従業員個人を仮処分債権者とするのが、当該従業員の困惑、不快を増すことになることから、従業員に平穏な職場環境を確保すべき法人としては、従業員個人を仮処分債権者として訴訟追行させられないという点も考慮されている（判タ1280号330頁 解説4参照）。このような必要性を考慮し、法人の人格権ないし人格権に準ずる権利としての業務遂行権を認める要件を提示したものであり、憲法13条が人格権を保障し、憲法21条1項が結社の自由を保障している趣旨からすると、平成20年東京高決は正当である。

また、平成20年東京高決の当該法人の業務には、顧客、取引先との折衝、交渉も含まれていることから、上記①②③のを充足する場合に業務遂行権を侵害するとし、一定の要件を定立している。保護すべき「業務」が本来的にどのような内容・性質のものであるかは、権利の範囲を画定する上で考慮せざるを得ないものであり、そうした考慮から一定の要件を導く、平成20年東京高決は正当である。

(2) 本件における業務遂行権の意義

原告大阪府連は、部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的とする団体（権利能力なき社団）である（甲22・第2条）。

原告大阪府連が遂行し又は遂行すべき「業務」は、営利を目的としたものではなく、人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的としたものであり（甲22）、そうした目的達成のために付随する法人としての人格権（差別されない権利）、そうした目的実現のために活動する構成員の人格権（差別されない権利）をも内容に含む総体としての保護法益である。そうすると、原告大阪府連の「業務」には、差別を助長する言動に抗議したり行政に規制や啓発を求めたりすることも本来的に含まれるといえるものの、①差別助長言動が権利行使としての相当性を超え、②大阪府連の構成員に受忍限度を超える困惑・不快を与え、③大阪府連の「業務」に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復の困難な重大な損害が発生すると認められる場合には、当該差別助長言動は「業務遂行権」に対する違法な妨害行為といえる。

平成20年東京高決と同様に法人構成員の訴訟追行の負担も考慮されなければならない。本件では被差別部落にルーツをもつ個人原告が、法人として大阪府連と共に訴訟提起することで、原告になることができたが、それ以上に多数の原告になることができなかった者がいる。原告になることで自身や親族が差別を受けることを恐れたり、被告からさらに自身や親族の情報をさらに晒されるのではないかと恐れたりしたからである。構成員や被差別部落にルーツを持つ者を差別から守るべき原告大阪府連としては、本来は個人原告らへの本件訴訟追行の負担を避けることが求められる。憲法13条が人格権を、憲法14条1項が「差別されない」権利を保障し、憲法21条1項が結社の自由を保障している趣旨からすると、こうした必要性は十分に尊重されなければならない。

また、原告大阪府連の「業務」には、差別を助長する言動に抗議したり行政に規制や啓発を求めたりすることも本来的に含まれるが、法律上保護されるべき「業務」に該当するか否か、すなわち上記①②③該当性は、部落差別ないし部落差別の解消に向けた解放同盟の取組等の歴史的経緯も十分に考慮されなければならない。

(3) 投稿記事目録の各投稿による原告大阪府連の人格権（業務遂行権）侵害

本件の「部落探訪」は、「全国部落調査」同様に全国の被差別部落所在地の現在地を摘示しており、各記事が積み重なることで、網羅的・一覽的な被差別部落所在地集になっている。しかも、地域の説明、画像や映像があることでより部落や部落民を特定し、その内容もより差別を煽るものである。当該被差別部落の居住者や出身者等に対する差別意識を増幅して種々の社会的な場面や事柄における差別行為を助長し、ひいては原告解放同盟が人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的として行う種々の取組に甚大な支障を生じさせているものである（最高裁平成26年12月5日判決・判例自治390号51頁参照）。

そうすると、別紙投稿記事目録記載の各記事における部落探訪は、①権利行使としての相当性を超え、②大阪府連の構成員に受忍限度を超える困惑・不快を与え、③大阪府連の「業務」に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復の困難な重大な損害が発生すると認められ、「業務遂行権」に対する違法な妨害行為といえる。

2 原告大阪府連に帰属する「差別されない権利」の侵害

(1) 部落差別が個人の属地情報を理由にされる差別であること

部落差別は、地域としての被差別部落の出身者であるとか、被差別部落に居住しているとか、あるいはそこに縁があるといったことを理由に、社会的に劣位におかれたり、不当に権利を侵害されたりする差別であり、結婚や就職といった場面で、それを理由に選択を否定されたり成就を阻まれたりする、結婚差別や就職差別が、現在まで具体的差別として存在している（甲3参照）。

このような部落差別は、あらゆる意味で不当な差別であり、法律上も社会的にも許容されるものではない。

しかし、現に社会に存在している部落差別は、被差別部落の出身者であるとか、被差別部落に居住しているとか、あるいはそこに縁があるといった、被差別部落との関りの有無という個人の属地情報を理由になされている。そのため被差別部落と

の関わりがある者ほど、部落差別から身を守る手段として、自身の属地情報を隠さざるを得なくなる。

個人情報保護委員会も、部落差別に係る個人の属地情報を、個人情報保護法第2条3号の要配慮個人情報に該当するとしているとおり（甲25）、その情報が人に知られることは、当該個人への更なる差別や、周辺への差別拡大を誘発する危険がある。

そのため部落差別を受けた個人は、それに対する差別解消や権利回復といった法的救済を求めるために、敢えて自身の被差別部落との関りに関する属地情報を明らかにして、更なる差別や差別拡大の危険を乗り越えなければならないというジレンマに陥る。

このように個人の属地情報を理由になされる部落差別は、現実に差別が存在しているにも関わらず、差別をされた者が個人の単位で、差別解消や権利救済を求めることを、極めて困難にする構造となっている。

（2）原告大阪府連の「差別されない権利」

原告大阪府連は、部落差別から部落民衆を完全に解放すること等を目的として、部落民を中心に構成される団体であり、結成から現在まで、原告大阪府連は、部落差別と対峙し、その解消のための社会的取り組みを団体としての活動使命としてきた（前記第2の1、甲22号証規約）。

個人の単位で、差別解消や権利救済が困難である部落差別の構造において、差別解消と権利救済の主体となる団体として、部落民ら部落差別を受けた者らが結成したのが、原告大阪府連である。

しかるに原告大阪府連は、そもそも部落民ら被差別部落出身者と同様に、被差別部落所在地情報について公表の禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求めることができる、団体として固有の差別されない権利（前記第4の1（1））を有しているといえる。

また、原告大阪府連の団体としての活動目的および組織構成のもと、原告大阪府

連には、構成員たる同盟員個々人の「差別されない権利」が寄託され、あるいは総有的に帰属しているといえる。

(3) 投稿記事目録の各投稿による権利侵害

前記第4の2と同様、投稿記事目録1・2の各投稿は、原告大阪府連に帰属する「差別されない権利」を侵害するものであり、大阪府全体（投稿記事目録1・2の各投稿）の範囲で削除や公表の禁止を認められなければならない（全国部落調査裁判東京高裁判決（甲3・33頁参照））。

第6 部落差別の歴史と本件の経緯

1 現在も続く深刻な部落差別

(1) いわゆる部落問題の経緯

いわゆる「被差別部落」と呼ばれる地域、集落がどのような過程で形成されたかについては諸説あるものの、少なくとも江戸時代末期までの時期には、被差別部落民は「最下級の賤しい身分として規定され、職業・住居・結婚・交際・服装等にいたるまで、社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられていた」（甲7・同和対策審議会答申 第1部の1「同和問題の本質」）。なお、「同和地区」とは、被差別部落を指す行政用語であり、厳密には被差別部落と同じではない。同和地区は、のちに行政機関によって同和対策事業が必要と認められた地区に限定され、歴史的には被差別部落であっても同和地区と認定されていないところがある（これを未指定地区という。）。

明治政府は、明治4年8月の太政官布告第61号により形式的には制度上の身分差別を廃止したものの、明治19年に統一書式を用いた戸籍変更が行われるまで採用されていた、いわゆる「壬申戸籍」において「元穢多」「元非人」「新平民」などの記載がなされるなど身分解放は不徹底に終わり（なお、「壬申戸籍」について法務局が閲覧禁止の措置をとったのは、はるか後の1968（昭和43）年のことである）、厳しい身分差別は依然として続いた。

1922（大正11）年3月、全国水平社が結成された。水平社宣言は「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ…（中略）…ケモノの心臓を裂く代価として、暖い人間の心臓を引き裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪われの夜の悪夢のうちにも、なお誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。…（中略）…人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勤る事が何んであるかをよく知ってゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。水平社は、かくして生れた。人の世に熱あれ、人間に光あれ。」と高らかに宣言したが、第二次大戦に突き進む体制の下で弾圧され、部落解放運動は解散させられた。

（2）日本国憲法のもとでも継続した差別

第二次大戦の敗戦後、日本国憲法が制定され、憲法14条は同条1項で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と平等原則・差別されない権利を明示し、重ねて同上2項及び3項で貴族制度の廃止及び栄典の授与に関する無特権を明記した。憲法22条は職業選択の自由を明言し、憲法24条は婚姻が両性の合意のみに基づいて成立することを宣言し、憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し（生存権）、憲法26条は学習権を保障した。

しかしながら、部落民に対する差別は依然として存在し、その改善は遅々として進まなかった。

1965（昭和40）年に提出された政府の同和対策審議会答申は、同和問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり」「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申している（甲7）。これは、とりもなおさず、1965年の段階においても、同和問題が未解決のまま放置されている状態を政府自身が認めていることを意味する。同答申では「明確な同和対策の目標の下に関係制度の運用上の配

慮と特別の措置を規定する内容を有する『特別措置法』を制定すること」を求め、これを受けて1969（昭和44）年に同和対策事業特別措置法が10年間の時限立法として制定された。

しかし、その6年後である1975年に後述する「部落地名総鑑」事件が発覚した。

同和対策事業特別措置法は、数次の延長と改定を経て、2002年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が期限を迎え、国による同和対策事業は終了した。

（3）部落差別解消推進法の施行

2016年12月9日、部落差別の解消の推進に関する法律（以下、「部落差別解消推進法」という。）が可決成立した。その第1条（目的）において、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」と規定している。

同法は、被告による全国部落調査の復刻出版やインターネット上での公開行為等が立法事実のひとつになっている。法案の審議においても、「人権問題、差別についても、インターネットの影響などで差別の形態が変化してきているのではないかと思います。私も提出者の一人ですが、部落差別の解消の推進に関する法律案を目下御審議いただいておりますけれども、部落差別についても、インターネットを使ってさまざまな誹謗中傷がなされており、また、部落地名総鑑なるものを発刊、そしてネット上で販売しようとしている動きもあるようでございます」（2016年10月19日、衆議院法務委員会）であるとか、「法案の第1条の目的のところにもありますけれども、インターネットをはじめとする情報化の進展に伴って、半永久的に情報の閲覧が可能となる形で部落差別に関する情報が拡散しているなどの状況の変化があるということもまた厳然たる事実でございます」（2016年12月8日参議院法務委員会）などの発言がなされているとおり、被告の行為を含め、インターネットで差別情報をバラまく行為が深刻な被害を発生させており、新規立法をも

って同和問題（部落差別問題）の解消を図らなければならない旨の立法事実が存在していることが示されている。

なお、同法案審議においては、法務省（人権擁護局）が把握する同和問題に関する人権侵犯事件の件数が前提事実として検討されている。その内容は、同和問題に関する人権侵犯事案の全体件数について、平成25年に80件、平成26年に107件、平成27年度で113件（処理件数であるので、裁判所が今回示した資料における開始件数とは件数が異なる）とした上で、インターネット上の情報につき法務省が削除依頼をした件数を特に取り上げている。削除要請の件数は平成25年に5件、平成26年で10件、平成27年で30件と急速に増加中であり、同法案がこのような事情の変化に応じて、改めて部落差別の解消につき必要な措置を定めていることが明らかである。この件数の検討の際には、「かつての同和地区の地名、世帯数、人口などが記載された全国部落調査復刻版なるものがインターネット上で出てきている、こういう事案もあるというふうに承知をしております」として言及されており（2016年12月8日 参議院法務委員会）、本件における被告の行為に関し、立法者が現に進行する深刻な人権侵害事案として把握していることも明らかとなっている。

さらに、同国会における「法務省では、インターネットを悪用した人権問題につきまして、平成14年度から人権週間における啓発強調事項、すなわち特に強調して啓発すべき人権課題の1つとしておりまして、特に、近年はインターネットの普及、携帯電話やスマートフォンの利用者の増大に伴い、インターネットを悪用した人権問題が深刻化している状況を踏まえ」との政府委員答弁（2016年11月22日 参議院法務委員会）からも明らかとなっており、法務省として、インターネットを悪用した人権問題について、特段の取り組みが必要であると認識していることが明らかである。法務書の「白書」においては、特に「インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘」とも言及されている。

このように、部落差別の中でもインターネットを利用した人権侵害事案については特段の対策が必要な状況になっている。

(4) 現在も続く部落差別

しかしながら、上記対策法の期限による終了は部落差別が解消されたことを意味するものではなく、また部落差別解消推進法の施行によっても、現在も広範な形で部落差別は継続しており、結婚差別事件・就職差別事件・土地差別事件等の差別事件も発生し続けている。そして、結婚や就職に際して、被差別部落出身者であるかどうかを確認すること等を目的として戸籍や住民票を調べるため、戸籍等の不正取得請求が後を絶たない状況にある。

これらは、全国部落調査裁判の東京地裁判決（甲2）、東京高裁判決（甲3）でも一部詳細に認定されている。

2 「部落地名総鑑」の問題性

(1) 「部落地名総鑑」事件とは

1975年、『人事極秘・特殊部落地名総鑑』がダイレクトメールを使って販売されていることが発覚したのを発端に、「部落地名総鑑」差別事件が明らかになる。後に、「部落地名総鑑」は1種類ではなく、法務省の発表でも8種類にも及んでいることが明らかになるのであるが（以下全てを総称して「部落地名総鑑」という。）、この「部落地名総鑑」には、被差別部落の名称、所在地、戸数、主な職業などが都道府県別に記載され、なかには新・旧地名を表示したものや、被差別部落の見分け方などが掲載されていたものも含まれていた。「部落地名総鑑」の購入者の数は、上場企業を中心に延べ223社（人）にも達した（購入者数が「延べ」となるのは、同一の「地名総鑑」を2冊購入したり、購入後コピーをしたりした企業があったこと等による。）（甲8『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』・16頁）。

前述のダイレクトメールの内容、「部落地名総鑑」の作製者や購入者の証言等から、同書が採用において被差別部落出身者を排除するためのものであるのは明らかであった。たとえば、第8番目に判明した「部落地名総鑑」の「序文」には、「…不用意

にこれらの点に触れると、理由がどのようなものであったとしても、差別の意図があったものと解釈され、厳しい制裁を受けるのが現状です。…採用問題と取組んでおられる人事担当者や、お子さんの結婚問題で心労されている家族の方たちには、仲々厄介な事項かと存じます。このような悩みを、少しでも解消することが出来ればと…本書を作製する事に致しました。」とある(甲8『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』・14頁)。採用面接時の質疑応答によって、被差別部落出身者を採用から排除するのが難しいから、「部落地名総鑑」を利用して「制裁を受ける」ことなく被差別部落出身者を採用から排除するということである。

(2) 「部落地名総鑑」の行政による回収・廃棄等の措置

ア 「部落地名総鑑」事件に対する行政の初期対応

1975年12月15日、「労働大臣談話」が出され、「同和関係住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他様々の差別を招来し助長する悪質な冊子が発行され、一部企業の人事担当者に販売される事件が発生したことは、誠に遺憾なことであり、極めて憤りにたえない」として、それまでの国の施策の点検をおこない、企業啓発・指導などを強化する決意が表明された。また同日、総理府総務副長官と法務・文部・厚生・農林・通産・労働・建設・自治各事務次官連名で、各都道府県知事・各指定都市市長などに宛てて、「…この冊子は…特に同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々な差別を招来し、助長する極めて悪質な文書であると断定せざるを得ない。…住民に対する啓蒙、企業に対する指導について十分の配慮をお願いする。…」という内容の通達を出した。

さらに労働省は、「談話」にとどまらず、経済団体連合など経済6団体に対しても、就職差別をしないように注意する「要請文」を出し、労働省職業安定局長名による業種別民間企業92団体に対する要請文書も出した。

これらは各種報道でも大きくとりあげられ大きな社会問題になった。

イ 法務省による「地名総鑑」の焼却処分

前述の『人事極秘・特殊部落地名総鑑』が1975年末に発覚して以来、法務

省は各法務局を通じて購入企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した「部落地名総鑑」やチラシを回収し、法務省に集めていた。その後、順次、回収された「部落地名総鑑」等は焼却処分された（甲2・16頁）。

つまり、これら「部落地名総鑑」は社会的に流通してはならないものとして扱われ、そのように取り扱われることで、部落差別を行うことは許されないという当たり前の認識が、社会の中で共有されるようになったのである。

（3）「部落地名総鑑」事件のその後

1989年7月、法務省人権擁護局は、「…悪質な差別図書『人事極秘・部落地名総鑑』が販売されていることが発覚して以来、重大な人権侵犯事件として調査してきた…8種類の部落地名総鑑が販売されており、これまでに発行者2名及び購入者203社（人）（延べ219社）について勧告等の処理をした。本年7月、法務省は、残りの発行者等11社（人）及び購入者3社（人）（延べ4社（人））について勧告等の処理をし、これにより部落地名総鑑事件の処理を終了した。…」と文書を出した（甲8・36頁）。

しかし、情報の入手先や回収数の点など調査ができていない点が多く、そもそもこの終了宣言時点でも「部落地名総鑑」事件が終了していないことは明らかであった。その後、「部落地名総鑑」のコピーが発見されたり、新たな「部落地名総鑑」が発見されたり、インターネット上に「部落地名総鑑」と類似の情報が流れていることが確認されたりしている。

その延長線上に位置するのが全国部落調査裁判であった。「全国部落調査」とは、「昭和11年3月、財団法人中央融和事業協会によって編纂された資料であり、同協会が融和事業の積極的計画化のための基礎資料として、昭和10年頃に各府県（東京府を含む。）に照会して受けた調査報告の内容をまとめたものである。「全国部落調査」は、その表紙中央付近に「秘」と表記され、「統計表」及び「各府県部落調査」と題する統計資料から構成され、参考表として「大正十年内務省調査全国部落統計表」が添付されている。このうち、「各府県部落調査」は、全国の府県ごとに部落所

在地、部落名、戸数、人口、職業（主業・副業）及び生活程度を記載したものである。」（甲2・8頁）。被告は、手書きであった「全国部落調査」を活字化し、現在地を追記する等して新たに「復刻版 全国部落調査」作成し、出版しようとしたものである（甲2・8～9頁）。

また、前記第6・1(4)で記載したように現在でも戸籍謄本等不正取得事件が多発しており、形を変えて「部落地名総鑑」事件が存在し続けている。

（4）小括

「部落地名総鑑」は、被差別部落の所在地のみが記載された図書であり、その作成や購入の動機からしても、差別のための調査が主たる目的である。このような「地名総鑑」が生まれる背景には、どこが被差別部落であって、誰が被差別部落出身者かを暴きたて、結婚や就職において利用したいという欲求が存在する。これは個人的欲求という次元ではなく、企業や行政等の作為・不作為が作り出してきた社会構造としての部落差別の欲求である。この点、全国部落調査裁判の東京高裁判決は「…誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり…」（甲3・23頁）と指摘している。こうした部落差別が「部落地名総鑑」を生み、その「部落地名総鑑」が部落差別を助長、固定化していくのである。この連鎖を断ち切るためには、「部落地名総鑑」と内容においても利用価値においても共通する「全国部落調査」や本件ウェブサイト（甲1）を削除する必要がある。

3 「部落探訪」の経緯と問題性

（1）被告による「全国部落調査」公開

被告は、2015年末に「全国部落調査」を発見し、遅くとも2016年1月3日までに「全国部落調査」に記載された情報を自身が管理する同和地区 wiki というウェブサイトに公開し始め、順次、「全国部落調査」そのものの電子データ、被告が編集した「復刻版 全国部落調査」を公開した（甲2・8～11頁）。

全国部落調査裁判にかかる出版差止仮処分認容決定が2016年3月28日、同

ウェブサイト差止仮処分認容決定が同年4月18日、全国部落調査裁判の本訴提起が同月19日であった。その後、前記仮処分決定はそれぞれ保全異議審、保全抗告審において概ね維持されるが、後述のとおり、それに伴い被告は、本件ウェブサイトで投稿している「部落探訪」を増加させていった。

(2) 「部落探訪」の増加・拡大

被告は、2015年末に「全国部落調査」を発見し、2016年1月には電子化しインターネット上で公開した。被告は、上記発見と同時期である2015年12月から本件ウェブサイト上で、全国各地の被差別部落とされる地域に「潜入」し、被差別部落名や所在地を明示し、所在地や特徴が一目でわかるような写真を撮影し、その場所のレポートをする「部落探訪」と称する企画を開始した。2016年3月時点では4か所、同年11月時点で19か所、2017年9月時点でも40か所であったが、その後、2023年10月31日時点で336か所となり（甲11）、2024年6月30日時点で367か所となっている（投稿記事目録1-40、甲23-40）。一覧表である「全国部落調査」を公開しているのともはや同じ状態になっている（画像や映像を公開している点で権利侵害の程度は「全国部落調査」より高いといえる。）。

また、被告は、上記「部落探訪」で各部落を探訪した際の状況の動画撮影もしており、自身が主宰する「神奈川県人権啓発センター」のアカウントで、動画再生サイトYouTube上にアップロードするようになった。

これら示現舎サイトにおける「部落探訪」でも、動画サイトにおける「部落探訪」でも、地元住民に無承諾のまま、地域の家屋の表札や当該地域住民の所有と思われる自動車のナンバープレートなども写真（映像）として配信されている。

2018年8月31日、被告は、同年8月21日付木村草太意見書（甲9）の証拠提出にともない、「木村草太先生の提案に従い、示現舎に『※差別目的での利用は禁止します』との注釈を付けました。これで憲法学者がやってよいとお墨付きです。バンバン部落探訪いたしますよ。いちゃもん付ける奴は憲法を知らない馬鹿

か差別者でしょう」とTwitter投稿した。その後、被告は依命通知（甲6）も合わせ読み、示現舎ウェブサイト上の「部落探訪」に「学術・研究」という言葉をつけるようになった。しかし、被告は、「タイトル変えればオーケーなんて木村意見書は書いてない」と全国部落調査裁判原告代理人に指摘されると、「これは皮肉でやっていることだから、そういうものだと思ってください」と「学術」目的が単なる僭称であることを認めた（同裁判被告尋問結果11頁）。

被告は、「部落探訪」100回目（2018年11月19日投稿）で、以下のとおり、全国部落調査裁判提訴後に、それに先立つ仮処分決定の意味を歪曲した上で、仮処分で「全国部落調査」が出版できなくなったので、それに代替するものとして「部落探訪」の掲載を続けていることを自白している（甲10）。

「裁判後に掲載数が増えているのは、『全国部落調査』発禁の仮処分に対して保全異議を申し立てたものの結局認められなかったのだが、全国の部落一覧ではない他の出版物については解放同盟がその出版をことごとく正当化し、裁判所もそれを認めたので、要は部落の地名を載せること自体は構わないという裁判所のお墨付きが得られたことがある。それに加えて、Kさん等【代理人注：原告の実名記載】が各地でネットに部落名が掲載されていることを批判する講演をしているためか、部落探訪に対するアクセス数が増え、載せれば多数のアクセスがある、鉄壁のコンテンツだからということもある。」

2019年11月21日には「法務省人権擁護局や裁判所に止められようと、間接強制金をかけられようと、部落探訪は続けます。そんなことで憧れは止められないのです」とTwitter上で宣言し（甲12）、開き直った。

2023年6月28日の東京高裁判決後には、本件ウェブサイト上でのタイトルを「部落探訪」から「人権探訪」に変更している。これも前述のとおり被告の「皮肉」であろう。

このように、被告は、検索性が高く、広範な人たちがアクセスする可能性のあるインターネットの特性を十二分に認識しながら、この特性を利用して、全国部落調

査裁判の仮処分決定や同裁判の地裁判決・高裁判決を潜脱する意図をもって、特定の被差別部落名・所在地、現在の状況等について公開・拡散し続けている（「全国部落調査」という一覧表から特定地区（ひとつの欄）を抽出し、ひとつまたひとつ被差別部落を晒し続けているのであり、「全国部落調査」ないし「復刻版 全国部落調査」を画像や映像つきで公開しているに等しい。）。

(3) 「部落探訪」による全国部落調査裁判の原告への攻撃

被告は、全国部落調査裁判の原告のルーツがある被差別部落を選定し、原告名を「部落探訪」に書き込む等の攻撃も行っている。とりわけ中心的な役割を果たしている原告や本人尋問を実施した原告についてその傾向が強い。

本件でも、個人原告は、全国部落調査裁判の原告として2020年9月14日に東京地裁で本人尋問を実施している。なお、投稿記事目録1-35の投稿日は2021年11月10日と記載されているが、投稿記事目録1-35に投稿されている画像は2020年6月25日に撮影されたものである（全国部落調査における被告作成証拠説明書の記載。）。

(4) Google 社による動画削除と被告による動画投稿の継続

ア Google 社による動画削除

2022年11月30日、動画投稿サイト YouTube を運営する Google 社は、被告が運営する YouTube チャンネル「神奈川県人権啓発センター」に投稿されていた被差別部落の地名や風景を載せた 170 本余りの動画を削除した（甲13）。削除された動画は、被告が本件ウェブサイト上に掲載している「部落探訪」と称する記事と同内容のものであり、別紙投稿記事目録2に対応する「部落探訪」動画も同時に削除された（甲14）。

Google 社は、同動画を削除した理由について、「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反する」と説明している（甲13）。

なお、全国部落調査裁判の原告らは、「部落探訪」が、住民等の意思と関わりなく（ある場合は明確に住民の意思に反するものであることを認識しつつ）、その生

活環境をさらす等その内容からして、差別助長行為であることは明らかであること、被告自身も、「部落探訪」100回目（2018年11月19日投稿）で、全国部落調査裁判本訴に先立つ仮処分決定の意味を歪曲した上で、仮処分決定による「全国部落調査」の出版等の禁止を潜脱する目的で「部落探訪」の掲載を続けていることを自白していること（甲10）等、「部落探訪」の問題性を指摘し続けてきた。

イ 被告が同様の投稿を継続することを明言し実際に継続していること

2022年11月30日、被告は報道機関の取材に対し、動画の削除について、「納得がいかない。今後は独自のサイトに掲載することも考えている」と話している（甲13）。

また、同日、被告は、「こちらで狭山市柏原の動画を公開しました」と述べて、「学術・研究：部落探訪(293)埼玉県 狭山市 柏原 下宿」と題する示現舎のウェブサイトで公開している記事のリンクを貼り、続けて「これを期に動画サイト以外でのストリーミング配信を研究していきます。部落探訪は必ず復活します！」とTwitterに投稿している（甲15）。リンク先の示現舎のウェブサイトでは、実際にYouTubeでは投稿できなくなった「部落探訪」をCloudflare Stream（YouTubeと同様に動画をアップロードし不特定多数のインターネットユーザーに動画を配信することが可能）にアップロードして、示現舎のウェブサイト内に埋め込み、同ウェブサイトから再生できるようにした（甲16）。

さらに、同年12月7日、被告は、示現舎のウェブサイトにおいて、前記YouTubeの削除措置と収益化停止措置に伴い新たに動画サイトJINKEN.TVを設立した旨告知するとともに、YouTubeでは投稿できなくなった「部落探訪」を同動画サイトにアップロードし、示現舎のウェブページに同動画サイトのリンクを貼り付けている（甲17）。被告は、「神奈川県人権啓発センター以外にも部落探訪をしているチャンネルはあるが、それらの削除は確認されていない。部落と明示しなければ削除されないと思うので、ぜひ読者も部落探訪を実践し収益化し

てはどうだろう。部落探訪は不屈、不滅なのである。」とも述べ、被差別部落を晒し続けることを宣言、奨励している。(甲17)。

加えて、JINKEN.TVのウェブサイトもまた本件ウェブサイトと同様、一覧表である「全国部落調査」を公開しているのともはや同じ状態になっている(画像や映像を公開している点で権利侵害の程度は「全国部落調査」より高いといえる。甲18)。

(5) 小括

このように被告は、執拗に被差別部落を晒し続けている(実質的な「全国部落調査」の公開行為を継続し続けている。)。こうした執拗な態度からすれば、差別されない権利ないし差別されずに平穩に生活する権利侵害を除去ないし予防するべく別紙投稿記事目録1・2の各記事をはじめとした「部落探訪」の事前・事後の差止が必要である。

第7 差止請求の要件を満たすこと

本件ウェブページはインターネットを通じて広く公開されており、誰でも閲覧可能であり、原告らの権利侵害は日々刻々と継続している。

また、前述してきたことに加え、次に引用する東京高裁判決も判示するように、被告が執拗に部落差別を助長する情報を発信し続けていること、被告による人権侵害の意図が強固である。

「(3) 認定事実(I)及び(5)のとおり、我が国においては、本件地域の出身等を理由とする不当な扱い(差別)を解消するために、立法府や行政府による削除要請を含めた様々な対策が講じられてきた上、今日、インターネット上での部落差別に関連する情報の掲載が増加傾向にあり、これを閲覧する者は必ずしも差別的な動機を有する者に限られず、新たな差別意識が植え付けられる可能性が指摘され、民間のインターネット関係団体においても、特定の地域が同和地区であることを示す情報をインターネット上に流通させる行為は他者への不当な差別を助長する

行為として利用者の禁止事項に当たり、当該情報を削除することができる旨を契約約款に定めることとし、現にこれを削除するなどの措置を講じているところ(認定事実(1)ク、(2)ア及び(5))、1 審被告官部は、①平成 28 年 3 月 25 日、ツイッターに「実のところ、仮処分命令が出て実害はないんですよ。表題を変えて別の名目で出版するとか、示現舎ではなく個人の立場でやるとか、いくらでも回避方法はあります。」と投稿し、②現に、1 審被告示現舎が同月 28 日に本件仮処分申立て 1 に係る仮処分決定を受けたにもかかわらず、本件書籍目録記載 3 の出版物をインターネット上のオークションサイトに出品するとともに、本件書籍目録記載 3 の著作物の出版を企図したばかりか(認定事実(3)ウ及びオ、1 審被告官部本人 19、20 頁)、③東京法務局長から説示を受けたものの、これに従う意思はなく(1 審被告官部本人 34 頁)、④同年 10 月 17 日、ツイッターに「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。」と投稿していたことなどに照らすと、本件書籍目録記載の各著作物の出版等によって不当な扱い(差別)を受ける又はそのおそれがあり平穏な生活を侵害される人が生じることについて顧みることなく、上記出版等による本件地域情報の公表について強い意欲を有していることは明らかである。」(甲 3・32～33 頁)

また、被告は、全国部落調査裁判の第一審及び控訴審の各判断にもかかわらず、部落探訪(「人権探訪」の名称変更を経て、現在は「曲輪クエスト」)の掲載を継続しており、インターネットを通じた部落差別の拡大の意図は極めて強固である。

さらに、被告は、個人原告による仮処分申立(大阪地裁 令和 5 年(ヨ)第 768 号)を知るや否や、「X」(旧 Twitter)において、Google 社によって YouTube 上から削除された部落探訪(投稿記事目録 2-20 に対応)を投稿している(甲 26)。

言うまでもなく、部落差別が助長され拡散される結果は甚大な人権侵害であり、回復困難な損害である。

よって、原告らによる別紙投稿記事目録 1・2 全ての投稿について、差止請求が認められる。

第8 損害

1 被告の損害賠償責任

前述のとおり、被告が本件投稿記事目録の各投稿を掲載して、個人原告の差別されない権利を侵害し、原告大阪府連の業務遂行権（人格権）、原告大阪府連に帰属する差別されない権利を侵害した行為は不法行為に該当するから、被告は、原告らに対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

2 原告らに生じた損害

原告らに生じた損害は、原告大阪府連については金800万円、個人原告については金200万円を下回らない。また、本件訴訟を提起するに必要となった弁護士費用相当額として、原告大阪府連について金80万円、個人原告について金20万円が損害として認められるべきである。

3 小括

よって、被告は、原告に対し、不法行為に基づく損害賠償責任として、原告大阪府連について金880万円、個人原告について220万円を賠償すべき責任を負う。

第9 結論

よって、原告らは、被告に対し、人格権（差別されることなく平穩に生活する権利）に基づく請求として、投稿記事目録の各投稿の削除及びその掲載の差止めを求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求として、原告らの被った損害の賠償を求めるものである。

以上

疎明方法

証拠説明書記載のとおり。

附属書類

- | | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 証拠説明書 | 1通 |
| 2 | 甲号証各証写し | 各1通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |